

## 直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関する標準的業務手順書

### 第1条 目的と適用範囲

- 1 本手順書は、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。）による直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関し、必要な手順を定めるものである。
- 2 製造販売後臨床試験に対しては、厚生省令第28号第56条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と読み替えることにより、本手順書を適用する。

### 第2条 モニタリング担当者の確認

- 1 治験責任医師、治験事務局等は、治験実施計画書等により当該治験に関するモニタリング担当者（以下「モニター」という。）の氏名、職名、所属及び連絡先（連絡方法を含む。）を確認する。
- 2 前記の事項に変更が生じた場合、治験事務局は、治験依頼者に対し、変更報告完了前にモニタリングを実施することのないように要請するものとする。

### 第3条 モニタリングの方法等の確認

治験責任医師、治験事務局等は、モニタリングの計画及び手順についてモニターに確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえて計画及び手順と異なるモニタリングを行う必要が生じ得ることに留意する。

### 第4条 原資料等の内容・範囲の確認

治験責任医師、治験事務局等は、直接閲覧の対象となる原資料等の内容・範囲について治験実施計画書等に基づいてモニターに文書により確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえてその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。

### 第5条 モニタリングの申し入れ受付

- 1 治験事務局は、モニターから医療機関を訪問して行うモニタリング実施の申し入れを受けたとき（直接閲覧実施連絡票－参考書式2－）、可及的速やかにモニターと訪問日時等を調整し、決定する。このとき、モニターが治験依頼者によって指名された者であることを確認する。
- 2 治験事務局は、モニタリングの内容及び手順をモニターに確認し、医療機関側の対応者を定めるとともに、直接閲覧の要請がある場合、各閲覧者から「電子カルテ閲覧等に係る誓約書（様式こども3）」を受領し、必要な原資料等の準備、手配をする。
- 3 直接閲覧を伴うモニタリングの場合には、原資料等と症例報告書その他の治験依頼者への報告書及び通知文書等との照合等が行われるため、治験事務局は、被験者のプライバシーの保護の観点から照合作業が可能な場所を準備する。

### 第6条 モニタリングの受入れ時の対応

- 1 治験事務局は、訪問したモニターが治験依頼者によって指名された者本人であることを社員

証等で確認する。

- 2 直接閲覧を伴うモニタリングの場合、治験事務局は、直接閲覧の対象となった原資料等が適切に準備され、直接閲覧終了後は当該原資料等が適切に返却されていることを確認する。

#### 第7条 モニタリング終了後の対応

- 1 モニタリング終了後、モニターより問題事項等が示された場合、治験責任医師、治験事務局等は関連者と協議し、対応を決定する。必要に応じ、治験事務局は問題事項等を病院長に報告する。

なお、モニタリング終了後は、依頼者より終了報告(様式こども4)を受けるものとする。

- 2 治験責任医師、治験事務局等は、モニターから問題事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

以上

#### 付 則

この手順書は、平成20年4月1日から施行する。

#### 付 則

この手順書は、平成21年4月1日から施行する。

#### 付 則

この手順書は、令和元年7月16日から施行する。